

ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」

(令和5年4月1日現在)

1. 商品名	ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」	
2. ご利用いただける方	直系尊属【贈与者…((曾)祖父母、父母等)】から、書面による教育資金の贈与を受けた30歳未満※かつ前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない個人の方 ※受贈者(子・孫等)が学校等に在学している場合等は、最長40歳までご利用いただけます。(お申込みは30歳未満となります。)	
3. 商品の仕組み	<ul style="list-style-type: none">・本商品は租税特別措置法に定められた「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する預金商品です。・贈与者((曾)祖父母、父母等)から受贈者への教育資金の贈与について、本預金をご利用いただいた場合、受贈者お一人につき1,500万円を限度として贈与税が非課税となります。 (1) 受贈者が令和8年3月31日までに当行に預け入れた資金のうち、教育資金のお支払いにご利用された金額が非課税となります。 (2) 教育資金管理契約終了時、終了事由が「8 解約方法」の(1)または(3)に該当する場合は、教育資金以外の支出額および本預金の残額について贈与税が課税されます。(2)の場合は課税されません。 (3) 非課税制度の取扱いは、受贈者1名につき1金融機関(1店舗)に限定されます。	
4. 預金の種類	普通預金(専用口座) ※教育資金管理契約を締結していただけます。	
5. お預入れ方法	(1)お預入れ方法	<ul style="list-style-type: none">・お近くの当行窓口でお申込みいただけます。・口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面による贈与契約のご締結および受贈者からの所定の申告書(教育資金非課税申告書)のご提出が必要です。・贈与契約により金銭等を取得した受贈者は、取得後2カ月以内にお預入れいただきます。・ATM、インターネットバンキングによるお預入れはできません。
	(2)お預入れ金額	10万円以上1,500万円以内
	(3)お預入れ単位	1円単位
	(4)追加お預入れ	10万円以上1円単位でお預入れいただけます。 (別途「追加教育資金非課税申告書」等の必要書類のご提出が必要です。)
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・口座開設店窓口で随時お引き出しできます。・教育資金のお支払い証明する領収書等(原本)を窓口にご提出ください。・領収書等の期限は、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までとなります。また、領収書等の支払年月日は、口座からの出金と同一年に属することが必要です。・教育資金の支払以外のもの、領収書等の提出がないものについては贈与税の課税対象となります。	
7. 利息	(1)適用金利	毎日の店頭表示(普通預金)の利率を適用します。
	(2)支払頻度	毎年3月と9月の当行所定の日にお支払いします。 ※利息は、口座開設時に利息入金用口座としてご指定いただいたご本人様名義の普通預金口座(専用口座とは異なります)に入金いたします。
	(3)計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。

商品説明書

【預 No. 74-2】

8. 本口座の解約	以下のいずれかの事由により教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。(通常の預金口座として引続きご利用になることはできません) (1) 預金者(受贈者)の年齢が30歳に達した場合 ただし、学校等への在学等を条件に、最長で40歳までご利用いただけます。 (2) 預金者(受贈者)が死亡した場合 (3) 預金残高が0円となり、かつ、預金者(受贈者)口座解約の合意があった場合
9. 贈与者の方がなくなられた場合	契約期間中に贈与者の方が亡くなられた際※、当該贈与者の方から取得した資金について非課税の適用を受けたことがある場合は、教育資金の支払いに充てられていなかった残額の全部または一部が贈与者の方から相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 ※亡くなられた日において、受贈者が以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、残額があっても相続税の課税対象になりません(2023年4月1日以降に贈与された資金かつ、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額の合計額が5億円を超える場合を除く)。 (1) 受贈者が23歳未満である場合。 (2) 受贈者が学校等に在学している場合。 (3) 受贈者が教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合。
10. 手数料	無料
11. お取扱店	全店(四国八十八カ所支店、ローンセンター各店を除く)
12. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取扱いができます。
13. 税区分	マル優または分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)となります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。
14. その他参考となる事項	・キャッシュカードは発行いたしません。 ・当行本支店で一人様につき1口座のみの開設となります。 ・当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等の作成はできません。 ・公共料金等の自動支払および給与等の自動受け取りにはご利用いただけません。
15. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。
16. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜(祝日および銀行の休業日を除く) ● 受付時間：午前9時～午後5時

【全国銀行協会相談室】



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜(祝日および銀行の休業日を除く)
- 受付時間：午前9時～午後5時